

広告を掲出する権利の売却に関する契約

山形県知事 吉村 美栄子（以下「売主」という。）と〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）は、広告を掲出する権利の売却について、次の条項により契約を締結する。

（広告を掲出する権利の売却について）

第1条 この契約書における「広告を掲出する権利の売却」とは売主が設置する広告枠内（別表）に広告を掲出する権利を買主に売却することをいう。

2 売主は、第3条に定める期間中、買主に対して広告を掲出する権利を売却し、買主はこれを取得する。

（広告の掲出）

第2条 買主は、別添「広告を掲出する権利の売却に係る仕様書」に記載する事務を行うものとする。

（広告を掲出する権利の売却期間）

第3条 広告を掲出する権利の売却期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約金額と支払い）

第4条 買主は、第1条に定める広告を掲出する権利の売却の対価として、売主に対して総額〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）を支払う。

2 買主は、前項に定める対価について、売主が発行する納入通知書により、平成31年4月30日（火）までに売主に納入する。

3 買主は、前項に定める納期限までに納入金額を売主に納入しない場合は、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額の違約金を売主に支払わなければならない。

4 買主は、この契約の締結と同時に契約保証金として、金〇〇〇〇〇円を売主が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

5 売主は、契約期間満了後前項に定める契約保証金を買主に返還するものとし、利息は付さないものとする。

（広告の審査）

第5条 買主は、掲出する広告の内容及び広告の掲出を希望する広告主（以下「広告主」という。）について、その都度売主の審査を受けなければならない。

2 売主は、買主から審査の申請を受けたときは、速やかに審査し、その結果を買主に通知するものとする。

（広告の修正等）

第6条 売主は、掲出した広告又は広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、買主に広告の掲出中止又は内容の修正を求めることができる。

- (1) この契約又は法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 広告の内容等が虚偽であることが判明したとき。

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 買主は、売主の承諾がない限り、この契約書により生じる契約上の地位及びいかなる権利又は義務を第三者に譲渡し、移転し、若しくは担保に供してはならない。

(瑕疵担保)

第8条 買主は、この契約締結後、売主が設置する広告枠に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売主に対し、広告掲出料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

(損害賠償)

第9条 売主及び買主は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたとき、又は第10条の定めによる契約の解除を原因として損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、売主、買主協議により定めるものとする。

(契約の解除等)

第10条 売主、買主のいずれかがこの契約に定める義務を履行しない場合、それぞれの相手方は、この契約を解除できるものとする。この場合、売主及び買主は、事前に協議を行わなければならない。

2 買主の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき売主が認めた場合は、売主は、この契約を解除することができるものとする。

3 売主は、買主（買主が共同企業体であるときはその構成員のいずれかの者。以下この号に いて同じ。）が次のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められるとき。

- 4 売主が第1項、第2項又は第3項の定めによりこの契約を解除する場合は、買主は、支払済の契約金額の残余の日割分の返還を売主に請求できない。なお、買主は、契約金額を未払いの場合は、契約解除までの日割分を売主に支払わなければならない。
- 5 買主が、第1項の定めによりこの契約を解除する場合は、売主は、受領済の契約金額の残余の日割分を買主に返還しなければならない。なお、売主は、契約金額を未受領の場合は、受注者に契約解除までの日割分を請求できる。

(原状回復)

- 第11条 この契約が終了したときは、第1条に規定する広告枠を買主の費用負担と責任により原状回復しなければならない。
- 2 前項の規定は、前条の規定により、この契約が解除されたときも同様とする。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

- 第12条 売主は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
 - (2) 買主が独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 買主が独占禁止法第65条、第66条又は第67条第1項の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかつたとき。
 - (4) 買主が前号に規定する審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (5) 買主（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 買主は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、売主が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を売主の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、売主が特に認める場合は、この限りでない。
 - 3 この契約の履行の完了後に、買主が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
 - 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により売主に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、売主がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(履行不能の場合の措置)

第13条 売主又は買主は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、この契約を解除できるものとする。なお、契約金額については、前条の定めに従う。

(疑義等の協議)

第14条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、売主、買主協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟の提起等は、売主の所在地を管轄する裁判所で行なう。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、売主、買主が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

売主 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

買主 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○

別 表（第1条関係）

山形県庄内総合支庁舎内の下記の場合に設置した広告枠内に掲出するものとする。

記

掲 出 場 所	掲出可能数
	1面
	1面
	1面